

京都府告示第296号

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条第33項の規定により、琵琶湖国定公園特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する区域及び許可基準の特例を次のように定めた。

平成12年4月21日

京都府知事 荒 巻 禎 一

1 適用する区域

- (1) 宇治都市計画市街化区域に係る地区のうち特別風致地区と重複する地区
宇治市大字宇治小字東内、小字又振、小字山田、小字蓮華及び小字塔川の各一部
- (2) 宇治都市計画市街化区域に係る地区のうち普通風致地区と重複する地区
宇治市大字宇治小字東内の一部
- (3) 宇治都市計画市街化区域に係る地区のうち風致地区と重複しない地区
宇治市大字宇治小字善法の一部

2 許可基準の特例

- (1) 宇治都市計画市街化区域に係る地区のうち特別風致地区と重複する地区
 - ア 自然公園法施行規則（以下「省令」という。）第11条第4項本文に規定する行為に係る自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第17条第4項に規定する許可の基準は、省令第11条第1項第2号から第5号まで及び第4項第1号から第3号までに掲げる基準によるほか、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）により算定したものをいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が30パーセント以下であることとする。ただし、省令第11条第4項ただし書に規定する行為に該当する場合は、この限りでない。
 - イ 省令第11条第5項本文に規定する行為に係る法第17条第4項に規定する許可の基準は、省令第11条第1項第2号から第5号まで並びに第4項第1号及び第2号に掲げる基準によるほか、総建築面積の敷地面積に対する割合が30パーセント以下であることとする。ただし、省令第11条第5項ただし書に規定する行為に該当する場合は、この限りでない。
 - ウ 省令第11条第6項本文に規定する行為に係る法第17条第4項に規定する許可の基準は、省令第11条第1項第2号から第5号まで及び第6項第1号に掲げる基準によるほか、総建築面積の敷地面積に対する割合が30パーセント以下であることとする。ただし、省令第11条第6項ただし書に規定する行為に該当する場合は、この限りでない。
 - エ 省令第11条第9項に規定する行為については、同項第3号から第5号まで及び第7号の規定は、適用しない。

オ 省令第 11 条第 10 項に規定する行為については、同項第 1 号の規定は、適用しない。

(2) 宇治都市計画市街化区域に係る地区のうち普通風致地区と重複する地区

ア 省令第 11 条第 2 項本文に規定する行為に係る法第 17 条第 4 項に規定する許可の基準は、省令第 11 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる基準によるほか、当該建築物の高さ（建築基準法により算定したものをいう。以下同じ。）が 15 メートル（その高さが現に 15 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、省令第 11 条第 2 項ただし書に規定する行為に該当する場合は、この限りでない。

イ 省令第 11 条第 4 項本文に規定する行為に係る法第 17 条第 4 項に規定する許可の基準は、省令第 11 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで及び第 4 項第 1 号に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。ただし、省令第 11 条第 4 項ただし書に規定する行為に該当する場合は、この限りでない。

(ア) 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が 2 階建以下であり、かつ、その高さが 15 メートル（その高さが現に 15 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

(イ) 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが 15 メートル（その高さが現に 15 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

(ウ) 総建築面積の敷地面積に対する割合が 40 パーセント以下であること。

ウ 省令第 11 条第 5 項本文に規定する行為に係る法第 17 条第 4 項に規定する許可の基準は、省令第 11 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで及び第 4 項第 1 号に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。ただし、省令第 11 条第 5 項ただし書に規定する行為に該当する場合は、この限りでない。

(ア) 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が 2 階建以下であり、かつ、その高さが 15 メートル（その高さが現に 15 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

(イ) 総建築面積の敷地面積に対する割合が 40 パーセント以下であること。

エ 省令第 11 条第 6 項本文に規定する行為に係る法第 17 条第 4 項に規定する許可の基準は、省令第 11 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる基準によるほか、次のとおりとする。ただし、省令第 11 条第 6 項ただし書に規定する行為に該当する場合は、この限りでない。

(ア) 当該建築物の高さが 15 メートル（その高さが現に 15 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

(イ) 総建築面積の敷地面積に対する割合が 40 パーセント以下であること。

オ 省令第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定は、適用しない。

カ 省令第 11 条第 10 項に規定する行為については、同項第 1 号の規定は、適用しない。

(3) 宇治都市計画市街化区域に係る地区のうち風致地区と重複しない地区

ア 省令第 11 条第 2 項本文に規定する行為に係る法第 17 条第 4 項に規定する許可の基準は、省令第 11 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる基準によるほか、当該建築物の高さが 20 メートル（その高さが現に 20 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、省令第 11 条第 2 項ただし書に規定する行為に該当する場合は、この限りでない。

イ 省令第 11 条第 4 項本文に規定する行為に係る法第 17 条第 4 項に規定する許可の基準は、省令第 11 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで及び第 4 項第 1 号に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。ただし、省令第 11 条第 4 項ただし書に規定する行為に該当する場合は、この限りでない。

(ア) 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が 2 階建以下であり、かつ、その高さが 20 メートル（その高さが現に 20 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

(イ) 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが 20 メートル（その高さが現に 20 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

ウ 省令第 11 条第 5 項本文に規定する行為に係る法第 17 条第 4 項に規定する許可の基準は、省令第 11 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで及び第 4 項第 1 号に掲げる基準によるほか、分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が 2 階建以下であり、かつ、その高さが 20 メートル（その高さが現に 20 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、省令第 11 条第 5 項ただし書に規定する行為に該当する場合は、この限りでない。

エ 省令第 11 条第 6 項本文に規定する行為に係る法第 17 条第 4 項に規定する許可の基準は、省令第 11 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる基準によるほか、当該建築物の高さが 20 メートル（その高さが現に 20 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、省令第 11 条第 6 項ただし書に規定する行為に該当する場合は、この限りでない。

オ 省令第 11 条第 9 項に規定する行為については同項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定は、適用しない。

カ 省令第 11 条第 10 項に規定する行為については、同項第 1 号の規定は、適用しない。